



6 消安第 2787 号

令和 6 年 8 月 6 日

北海道農政事務所消費・安全部長
各地方農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

消費・安全局農産安全管理課長

株式会社M・B・Mが輸入・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

今般、株式会社M・B・M（以下「同社」という。）が輸入・販売する製品「プラントサブリBK-1」（以下「当該資材」という。）を分析した結果、中華人民共和国で農薬として登録を受けているが、我が国では農薬として登録を受けていない有効成分であるマトリンが、病虫害防除効果を有する程度含まれていることが確認され、当該資材は農薬取締法第3条第1項に基づく登録を受けていない無登録農薬であることが判明しました。このため、同社及び当該資材を同社から購入し販売している者（以下「販売者」という。）に対し、当該資材の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況、在庫品の処分状況等について報告するよう命じました。

については、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、貴局管下都道府県に対し周知するとともに、下記について対応するよう指導をお願いします。

なお、当該資材に含まれている農薬の有効成分の性質及び当該資材に表示されている使用方法等を総合的に勘案すると、当該資材を使用して生産された農作物の摂取による健康への悪影響は想定されないものと考えています。

記

- 1 当該資材を保有している販売者に対して、これらを販売することなく、直ちに購入元を通じて同社に返品するよう指導すること。
- 2 当該資材を保有している使用者に対して、これらを使用することなく、直ちに販売者を通じて同社に返品するよう指導すること。
- 3 無登録農薬であると疑われる資材が販売又は使用されることを防止するため、別添の「農薬疑義資材の使用防止リーフレット」を活用し、農薬疑義資材に関する情報を得た際は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に情報提供すること。